

「自然休会」による対応について

令和2年9月4日

- 新型コロナウイルスに係るPCR検査の結果は、通例夕方以降に判明するが、議員又は事務局職員の感染が確認された場合、感染拡大範囲の確定や議場等の消毒のため急遽、翌日以降しばらくの間、本会議を開けない状態となる可能性がある。
 - 本来であれば、休会は議決により決定される場所であるが、上記のような状態となった場合には、事実上の休会たる「自然休会」とすることを議長判断により行うこととしたい。
- ※ 議長の「自然休会」の判断は、感染者の範囲や保健所の指導等を総合的に勘案することとし、その結果については、安否確認システム、ファクシミリ等により各議員に知らせることとしたい。

1 休会とは

休会とは、議会が自らその議決によって、会期中に議会の活動を一時休止することをいう。地方議会における休会は本会議の活動を休むことをいう。

会議規則では、県の休日は休会とし、会議を開かないほか、議事の都合その他必要があるときは、議会の議決をもって休会とすることができる旨規定している。

なお、本会議休会中に委員会を開くことは差し支えないが、県の休日には委員会も開かないのが通例である。委員会には休会の観念はない。

2 休会の種類

休会には以下の3つの種類がある。

- (1) 県の休日であることに伴う休会
 - (2) 議決による休会
 - (3) 自然休会 …
- … 会議規則 11 条に定められている休会

- ・ 正規の休会ではなく事実上の休会。議会の会議を開くことが不相当なとき等は、議長は次の議事日程を定めず、議会の会議を意識的に開かないことを「議決休会」に対し、「自然休会」という。
- ・ 災害等で事前に会議を開き休会の議決をすることが困難なときはこの「自然休会」で対応せざるを得ない。
- ・ 「自然休会」は、法令上のものではないため、具体的な手続き等は各議会の先例や申し合わせなどによるのが実情とされている。